

中国圏広域地方計画協議会及び中国ブロック国土交通懇談会 の合同開催について

合同開催の趣旨

- ・「中国圏広域地方計画」は、国土形成計画法にもとづき、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、協議会は広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議することを目的としている。
- ・一方、中国地方では、国土交通本省で取りまとめられている「中国ブロックの社会資本の重点整備方針(地方計画)」(以下「重点方針」という。)の詳細版として「みらいビジョン中国21」を策定している。
- ・前回、「重点方針[H15年度～H19年度]」を策定するにあたっては、『国と地方、経済界が、中国地方の将来像を共有しながら、国土交通行政について広域的視点に立った率直な議論を行うこと』(中馬国土交通副大臣(H15当時)挨拶より)を目的として「中国ブロック国土交通懇談会」が開催されており、今回の「重点方針」の改定に向け、率直な議論を行う場としてこの懇談会の開催を考えていたところ。
- ・「中国圏広域地方計画」と「重点方針」は『車の両輪』として位置付けられており、中国地方の将来像を共有する両計画を、各県知事、市長等の皆様に併せてご議論いただくことが効率的かつ効果的な進め方と考えられるため、このたび、「中国圏広域地方計画協議会」と「中国ブロック国土交通懇談会」を合同で開催することとしたい。